

第2章

日米安全保障体制の強化

日米安保条約¹に基づく日米安保体制は、わが国防衛の柱の一つである。また、日米安保体制を中核とする日米同盟は、わが国のみならずアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎をなすものである。さらに、同盟に基づく日米間の緊密な協力関係は、世界における多くの安全保障上の困難な課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしている。日米両国が共有する民主主義、法の支配、人権の尊重、資本主義経済といった基本的な価値を国際社会において促進する上で、この同盟関係は、ますます重要になっており、22大綱においても、日米同盟を新たな安全保障環境にふさわしい形で深化・発展させていくこととしている。(図表Ⅲ-2-0-1 参照)

わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、わが国の防衛に寄与するのみならず、アジア太平洋地域における不測の事態の発生に対する抑止力および対処力として機能しており、日米安保体制の中核的要素をもっている。一方、在日米軍の駐留については、地域住民の生活環境に影響を与えることから、沖縄をはじめとする各地域の实情に合った負担軽減の努力が必要である。

このようにわが国の安全保障にとって重要な意味を持つ日米安保体制について、本章では、第1節において日米安保体制の意義や基本的枠組、在日米軍の駐留などを説明し、第2節において日米同盟の深化に関してその歴史的経緯および同盟深化・拡大に向けた日米合意や在日米軍再編計画の調整に関する協議について説明する。最後に、第3節において普天間飛行場移設に関することなど、在日米軍の駐留に関する諸施策について説明する。

図表 Ⅲ-2-0-1 日米安保協力にかかわる主な経緯

1951(昭和26)年		旧「日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年	旧日米安保条約の時代	「同条約」発効
1958(昭和33)年		藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年	安保改定と新日米安保条約	「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年		(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年	旧ガイドラインの策定と拡大する日米防衛協力	佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年		(沖縄復帰)
1976(昭和51)年		(日米防衛協力小委員会設置合意)
1978(昭和53)年	冷戦の崩壊と新ガイドラインの策定	旧「日米防衛協力のための指針」(旧ガイドライン)策定
1991(平成3)年		(旧ソ連の崩壊、冷戦の終結)
1996(平成8)年	米同時多発テロ以降の日米関係	「日米安全保障共同宣言」(橋本・クリントン会談)
1997(平成9)年		「SACO最終報告」
2001(平成13)年		新「日米防衛協力のための指針」(新ガイドライン)策定
2003(平成15)年		(米同時多発テロ)
2006(平成18)年		「世界の中の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
		「再編の実施のための日米ロードマップ」の策定
		「新世紀の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2007(平成19)年		「世界とアジアのための日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2010(平成22)年		「かけがえない日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
		日米安全保障条約締結50周年

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/jyoyaku.html>> 参照

第1節 日米安全保障体制の概要

本節では、わが国の安全保障にとっての日米安保体制の意義、日米安保体制を支える基本的枠組、在日米軍の駐留

および在日米軍の駐留に関する枠組など、日米安保体制の概要について説明する。

1 日米安全保障体制の意義

1 わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全および独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から軍事力による示威、恫喝^{どくかく}に至るまで、あらゆる事態に対応できる隙^{すき}のない防衛態勢を構築する必要がある。しかしながら、超大国である米国でさえ、グローバル化の進んだ国際社会にあって、一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない。また、このような方向は、わが国の政治的姿勢として適切とはいえず、必ずしも地域の安定に寄与するものではない。

このため、わが国は、前述の基本的な価値や世界の平和と安全の維持への関心を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基調として、わが国の平和と安全を確保してきた。

具体的には、日米安保条約第6条に基づき、米軍に対してわが国の施設・区域を提供するとともに、日米安保条約第5条において、わが国に対する武力攻撃があった場合、

日米両国が共同して対処することとしている。この米国の日本防衛義務により、わが国に対する武力攻撃を企図するに際しては、相手国は、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならなくなる。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識することとなって、わが国に対する侵略を思いとどまることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、引き続き、このような米国の軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、自らの適切な防衛力の保持と合わせ、隙のない態勢を構築し、わが国の平和と安全を確保していく考えである。

2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条においては、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、「日本国の安全」とともに、「極東における国際の平和及び安全の維持」があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和と安全ときわめて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させている。また、領土や海洋をめぐる問題や、朝鮮半島や台湾海峡などをめぐる問題が存在するなど不透明・不確実な要素が残されている。こうした安全保障環境において、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、地域における不透明・不確実な要素に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能しており、地域の諸国に大きな安心をもたらすことにより、いわば公共財としての役割を果たしている。また、日米安保体制を基調と



野田内閣総理大臣とオバマ米大統領
(ワシントンDC 12(平成24)年5月)【内閣広報室】

する日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。このような体制は、韓国やフィリピンなど地域諸国と米国の間で構築された同盟関係や、その他の国々との友好関係とあいまって、地域の平和と安定の確保に重要な役割を果たしている。

3 国際的な安全保障環境の改善

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経済、社会などの幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好協力関係の基礎となっている。日米安保体制を基調とする日米協力関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国連の諸活動への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に役立つものである。

現在国際社会における安全保障上の課題として、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ、海賊行為などへ

の対応があり、また海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用に対するリスクが新たな課題となってきた。こうしたグローバルな安全保障課題は、一国で対応することはきわめて困難であり、利益を共有する国々が平素から協力することが重要となっている。このような状況において、日米の緊密な協力関係は、わが国が効果的にこうした国際社会の課題に対応していく上でも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、平素よりさまざまな面での連携向上に努めている。こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際的な活動において自衛隊と米軍が協力する上での基盤となっており、日米安保体制の実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が、卓越した活動能力を有する米国と協力して国際的な安全保障環境の改善のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

2 日米安全保障体制を支える基本的枠組

1 日米間の政策協議

日米間の安全保障に関する政策の協議は、通常的外交ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会(「2+

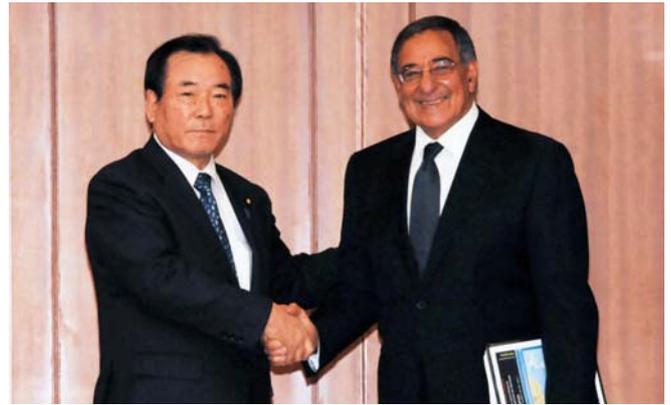
2」)、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の関係者などにより、各種のレベルで緊密に行われている。(図表Ⅲ-2-1-1 参照)

図表 Ⅲ-2-1-1 安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議の場

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (「2+2」)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、および安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、60(昭和35)年1月19日付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 および運用企画局長 統合幕僚監部の代表 (注4)	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、 在日米軍、 統合参謀本部、 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	76(昭和51)年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、96(平成8)年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館 公使など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

(注1) 90(平成2)年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官。
 (注2) 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
 (注3) 96(平成8)年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。
 (注4) 97(平成9)年9月23日、防衛庁運用局長(当時)が加えられた。

さらに、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛政策や防衛協力に焦点をあて協議している。(図表Ⅲ-2-1-2参照)



一川防衛大臣(当時)とパネッタ米国防長官
(東京 11(平成23)年10月)

図表 Ⅲ-2-1-2 日米協議(閣僚級)の実績(09(平成21)年以降)

年月日	会議/場所	出席者	概要・成果など
09. 5. 1	日米防衛相会談 /ワシントン	浜田防衛大臣 ゲイツ国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮への対応をはじめとする日米間の多くの課題について、ハイレベルでの協議を行っていくことの必要性、米国のわが国防衛に対するコミットメント、米軍再編を引き続きしっかりと進めていくこと、QDRおよび防衛大綱の検討にあたり、日米間の対話を継続することなどの確認 ・アフガニスタン・パキスタン支援、海賊対処、F-Xなどについて意見交換
09. 5. 30	日米防衛相会談 /シンガポール	浜田防衛大臣 ゲイツ国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮への対応について、外交的努力や拡大抑止の強化、MD等を含め、日米間で協議を継続することを確認 ・米軍再編やF-Xについて意見交換
09. 10. 21	日米防衛相会談 /東京	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・日米同盟の重要性を確認するとともに、北澤防衛大臣より、日米安保条約締結50周年に向け、具体的な協力アイテムの検討を進めたい旨発言 ・地域情勢、米軍再編、HNSなどについて意見交換 ・MDや情報保全における協力を強化することで一致
10. 5. 25	日米防衛相会談 /ワシントン	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場移設問題について、日米両国は引き続き緊密に連携し問題の解決に取り組んでいくことで一致 ・北澤防衛大臣から、韓国海軍艦艇沈没事件について、わが国としても北朝鮮を強く非難し、米国、韓国をはじめ国際社会と緊密に連携していく考えである旨発言 ・中国艦船の最近の動向について、北澤防衛大臣から説明し、かかる状況の中で、日米間でさまざまな協力を行っていききたい旨述べ、ゲイツ長官と協力の重要性につき意見が一致 ・日米同盟について、幅広い分野での協力を着実に進めていくことで一致。防衛相間の連携も強化することで一致
10. 10. 11	日米防衛相会談 /ハノイ	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情勢、米軍再編、HNSなどについて意見交換 ・同盟の基盤強化を確認
11. 1. 13	日米防衛相会談 /東京	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・日米韓の協力の重要性を確認 ・安全保障分野においても21世紀の日米同盟のビジョンを共同で示すことができるよう日米同盟の深化について協議を加速させることで一致 ・普天間飛行場移設については10年5月の日米合意を実施していくことを確認 ・航空機の訓練移転先としてグアムを追加するための作業状況を確認 ・HNS、BMDについて意見交換
11. 6. 3	日米防衛相会談 /シンガポール	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災への対応について、米国からの支援に対して謝意を示すとともに、長年の日米間の共同訓練などが緊密な連携に結びついたことを確認 ・SM-3ブロックII Aの米国による第三国移転および普天間飛行場移設問題について意見交換
11. 6. 21	日米安全保障協議委員会(「2+2」) /ワシントン	北澤防衛大臣 松本外務大臣 ゲイツ国防長官 クリントン国務長官	<ul style="list-style-type: none"> ・05年、07年の共通戦略目標の見直し・再確認 ・日米間の安全保障・防衛協力を深化・拡大 ・普天間飛行場の代替の施設の滑走路の形状をV字案に決定。普天間飛行場の代替の施設および海兵隊の移転の完了が目標時期とされていた2014年には達成されないことに留意するとともに、できる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認 ・東日本大震災および原発事故への日米共同対処を踏まえ、日米の多様な事態へ対処する能力強化で一致
11. 10. 25	日米防衛相会談 /東京	一川防衛大臣 パネッタ国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・動的な日米防衛協力を一層力強く進めることで一致 ・普天間飛行場の早期移設・返還を可能な限り早く進めていくことで一致 ・宇宙開発およびサイバー問題での協力などについて意見交換

また、防衛省・自衛隊の次官・幕僚長をはじめとする実務レベルにおいても、日米安保体制のもと、米国防省などとの間で随時協議や必要な情報の交換などを行っている。近年、日米の防衛協力が進んだことにより、こうした機会はより重要になっている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じて情報や認識を日米間で共有することは、日米間の連携をより強化し、緊密化するものであり、日米安保体制の信頼性の向上に資するものである。このため、防衛省としても、主体的・積極的に取り組んでいる。



折木統幕長(当時)とデンプシー米統合参謀本部議長
(東京 11(平成23)年10月)



君塚陸幕長とオディエルノ米陸軍参謀総長
(東京 12(平成24)年1月)



杉本海幕長とグリナード米海軍作戦部長
(東京 11(平成23)年10月)



片岡空幕長とシュワルツ米空軍参謀長
(ワシントンDC 12(平成24)年5月)

2 「日米防衛協力のための指針」とその実効性確保のための諸施策

日米両国がわが国に対する武力攻撃などに迅速に対処するにあたっては、あらかじめ両者の役割について協議し、決定しておくことが必要である。日米両国間には、このような役割に関する枠組が存在している。それが「日米防衛協力のための指針」(「指針」)とその実効性を確保するための諸施策である。日米両国はこの枠組に基づき、わが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえつつ、両国間の協力計画などについて継続的に検討作業を実施し、協議を行ってきた。

ここでは、この枠組の概要について説明する。

(1) 「日米防衛協力のための指針」

97(平成9)年、「2+2」会合において了承された「指針」の概要は、次のとおりである。

参照 資料32

ア 「指針」の目的

「指針」は、平素からおよびわが国に対する武力攻撃や周辺事態¹に際し、より効果的で信頼性のある日米協力を行うための堅固な基礎を構築することなどを目的としている。

イ 「指針」において定められた協力事項

(ア)平素から行う協力

両国政府は、わが国の防衛とより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、密接な協力を維持し、平素から情報交換や政策協議、安全保障対話・防衛交流、国連平和維持活動や人道的な国際救援活動、共同作戦計画や相互協力計画の検討、共同演習・訓練の強化、調整メカニズムの構築など、様々な分野での協力を充実する。

(イ)わが国に対する武力攻撃に際しての対処行動など

わが国に対する武力攻撃に際しての共同対処行動などは、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。自衛隊は主として防勢作戦²を行い、米軍はこれを支援・補完するための作戦を行う。両者は、作戦の整合性を保ちつつ、それぞれの作戦構想に基づき対処する。

参照 資料33

(ウ)周辺事態に際しての協力

両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交を含めあらゆる努力を払う。

参照 資料34

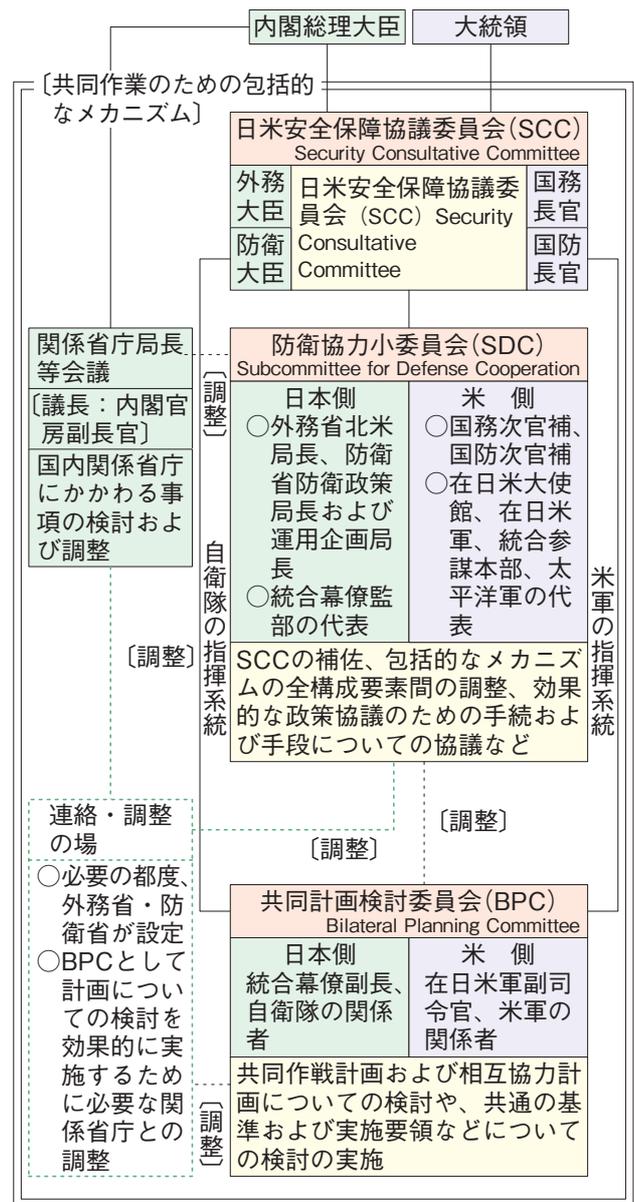
ウ 「指針」のもとでの日米共同の取組

「指針」のもとでの日米防衛協力を効果的に進め、確実に成果をあげるためには、前述した安全保障上の様々な状況を通じて両国が協議を行うとともに、様々なレベルで十分に情報を共有しつつ調整を行うことが必要不可欠である。このため、両国政府は、あらゆる機会をとらえて情報交換や政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整や作戦・活動分野の調整のため、次の二つのメカニズムを構築する。

(ア)包括的なメカニズム

包括的なメカニズムは、平素において「指針」のもとでの

図表 III-2-1-3 包括的なメカニズムの構成

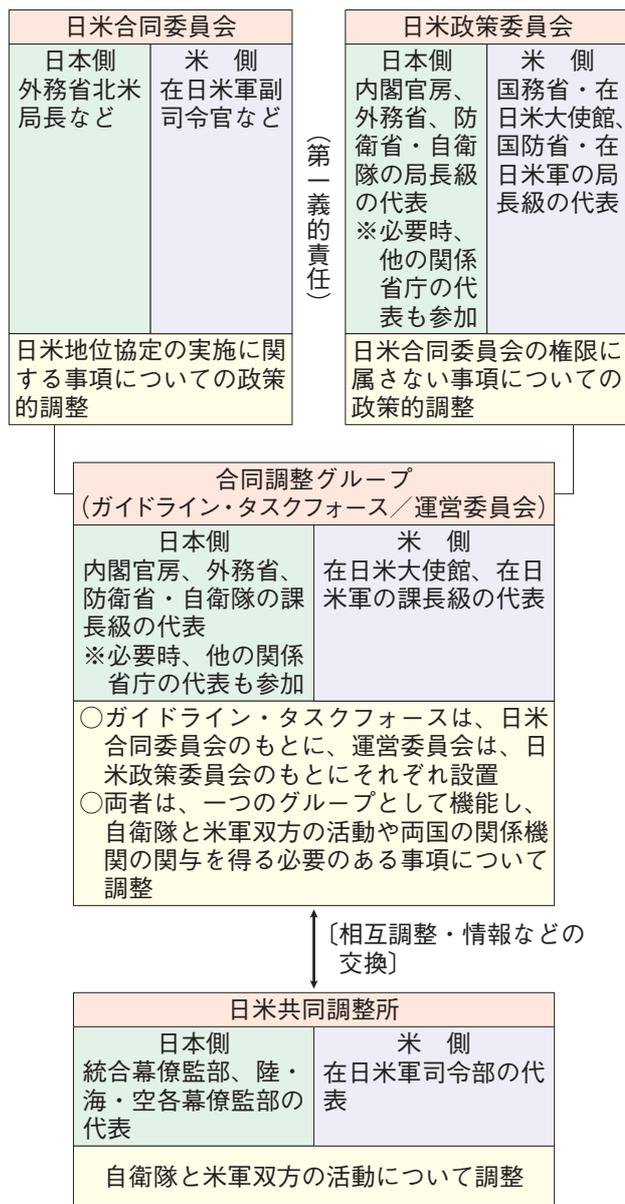


日米共同作業を行うためのものであり、自衛隊と米軍だけでなく、両国政府の関係機関が関与して構築される。包括的なメカニズムでは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に円滑かつ効果的に対応できるよう、共同作戦計画や相互協力計画についての検討などの共同作業を行う。

(図表III-2-1-3参照)

1 そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態(周辺事態安全確保法第1条)
 2 敵の攻勢に対し、その企図の達成を阻止する目的をもって行う作戦。また、攻勢とは、自ら敵を求めてこれを撃破しようとする積極的な形態をいう。

図表 Ⅲ-2-1-4 調整メカニズムの構成



(イ)調整メカニズム

調整メカニズムは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に際して両国が行うそれぞれの活動の調整を図るため、平素から構築しておくものである。(図表Ⅲ-2-1-4参照)

(2)「指針」の実効性を確保するための諸施策

ア 「指針」の実効性確保のための措置

「指針」の実効性を確保するためには、平素からの取組をはじめ、武力攻撃事態や周辺事態における日米協力について、法的側面を含めて必要な措置を適切に講じることが重要である。このような観点から、「指針」における共同作戦計画や相互協力計画の検討を含む日米間の共同作業を、平素から、政府全体で進めることが必要である。

これを踏まえ、周辺事態における日米協力の観点から、99(同11)年の周辺事態安全確保法、00(同12)年の船舶検査活動法などの法制整備が行われた。

また、武力攻撃事態等における日米協力の観点からは、有事法制整備の一環として、04(同16)年に米軍の行動の円滑化のための措置が講じられた。

参照 1章1節

イ 周辺事態安全確保法と船舶検査活動法の概要

周辺事態安全確保法は、周辺事態に対応してわが国が行う措置(対応措置)³やその実施の手續などを定めている。また、船舶検査活動法は、周辺事態に対応してわが国が行う船舶検査活動に関して、その実施の態様や手續などを定めている。

- 内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が行う後方地域支援⁴、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動などを行う必要があると認めるときは、こうした措置を行うことと対応措置に関する基本計画の案について、閣議決定を求めなければならない。また、対応措置の実施については、国会の事前承認(緊急時は事後承認)を得なければならない。さらに、基本計画の決定・変更や対応措置の終了に際しては、遅滞なく、国会に報告する。
- 防衛大臣は、基本計画に従い、実施要項(実施区域の指定など)を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊などに、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動の実施を命ずる。
- 関係行政機関の長は、法令と基本計画に従い、対応措置を実施するとともに、地方公共団体の長に対し、その

3 後方地域支援、後方地域搜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律に規定する船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置(周辺事態安全確保法第2条)

4 後方地域とは、わが国の領域ならびに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで行われる活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められるわが国周辺の公海(領海の基線から200海里(約370km)までの水域である排他的経済水域を含む。)およびその上空の範囲をいう。

権限の行使について必要な協力を求めることができる。また、法令と基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる⁵。

ウ 後方地域支援

後方地域支援とは、周辺事態に際して日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に対し、後方地域においてわが国が行う物品・役務の提供、便宜の供与などの支援措置である⁶。このうち、自衛隊が行う後方地域支援で提供の対象となる物品・役務の種類は、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務および基地業務である。

エ 後方地域搜索救助活動

後方地域搜索救助活動とは、周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、後方地域で自衛隊が行う搜索救助活動(救助した者の輸送を含む)である⁷。その際、戦闘参加者以外の遭難者がいる場合はあわせて救助を行う。また、実施区域に隣接する外国の領海に遭難者がいる場合は、その外国の同意を得て、遭難者の救助を行うことができる。ただし、その領海において現に戦闘行為が行われておらず、かつ、活動期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる場合に限る。

オ 船舶検査活動

船舶検査活動とは、周辺事態に際し、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶(軍艦など⁸を除く。)の積荷・目的地を検査・確認する活動や必要に応じ船舶の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動である。こうした活動は、国連安全保障理事会(国連安保理)決議に基づいて、または旗国⁹の同意を得て、わが国領海やわが国周辺の公海(排他的経済水域¹⁰を含む。)において行われる¹¹。

3 在日米軍の駐留

1 在日米軍の駐留の意義

日米安保体制に基づく日米同盟が、わが国の防衛やアジア太平洋地域の平和と安全に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍のプレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢が平時からわが国とその周辺でとられていることなどが必要である。

このため、わが国は、日米安保条約に基づいて、米軍の駐留を認めている。(図表Ⅲ-2-1-5参照) これにより、前述のとおり、わが国に対する武力攻撃に際しては、相手国が自衛隊に加えて米軍と直接対決する事態を覚悟する必要が生じることとなり、在日米軍がわが国への侵略に対する抑止力になる。また、安定的な在日米軍の駐留を実現することは、わが国に対する武力攻撃があった場合の日

米安保条約第5条に基づく日米の共同対処を迅速に行うために必要である。さらに、わが国防衛のための米軍の行動は、在日米軍のみならず、適時の兵力の来援によってもなされるが、在日米軍は、そのような来援のための基盤ともなる。



在日米海軍横須賀基地を母港とする空母「ジョージワシントン」(奥)と連携して行動する海自のイージス艦「こんごう」(手前)

⁵ 政府は、協力を求められまたは協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。

⁶ 周辺事態安全確保法第3条第1項第1号

⁷ 周辺事態安全確保法第3条第1項第2号

⁸ 軍艦および各国政府が所有しまたは運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるもの

⁹ 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国

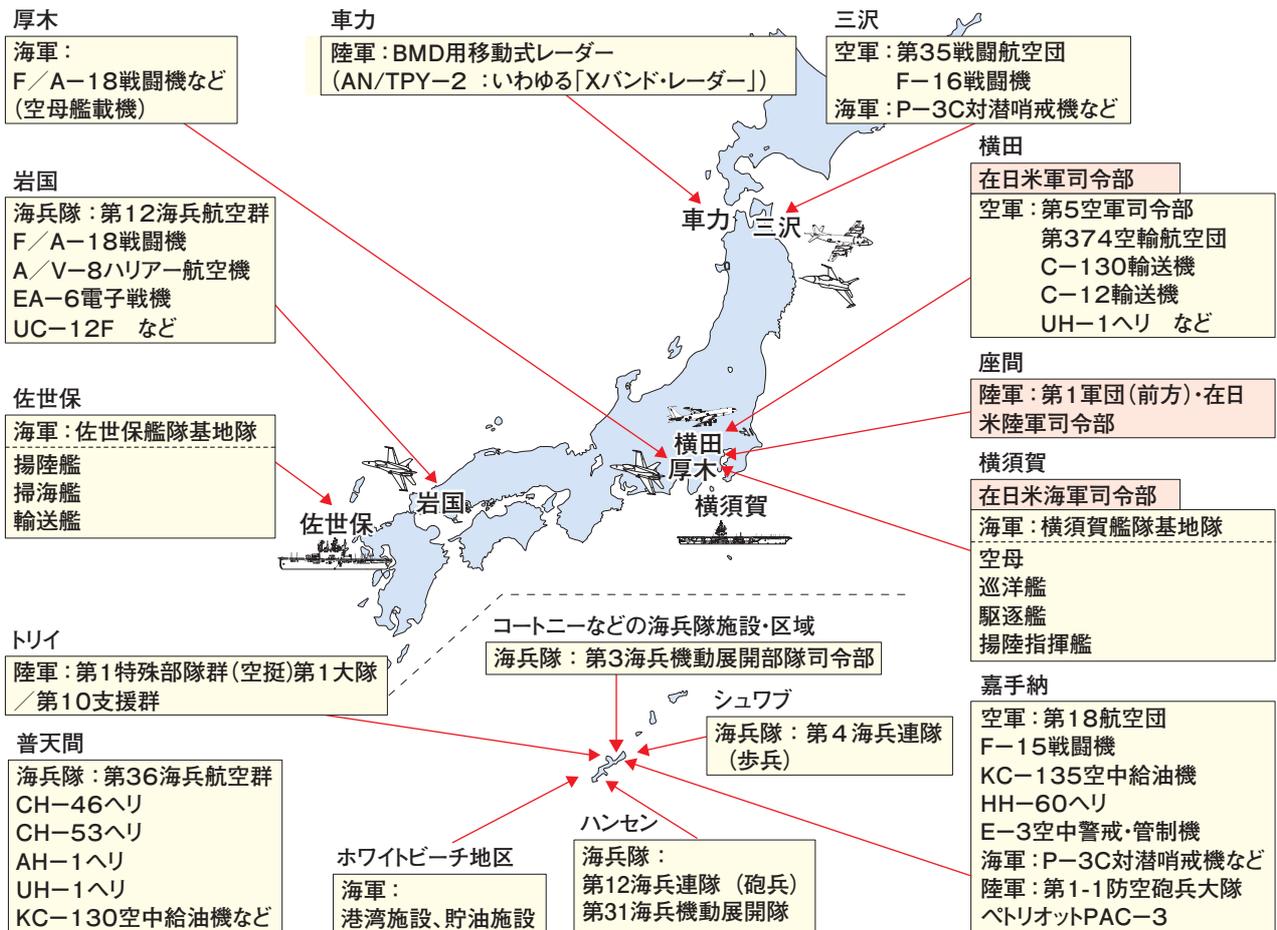
¹⁰ [排他的経済水域及び大陸棚に関する法律]第1条<<http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/H08/H08HO074.html>> 参照

¹¹ 船舶検査活動法第2条

在日米軍が以上のような役割を果たすためには、在日米軍を含む米軍の各兵種が機能的に統合されている必要がある。たとえば、日米両国が協力してわが国に対する武力攻撃などに対処するにあたっては、米軍は主としていわゆる「矛」としての打撃力の役割を担っているが、このような打撃力として米軍が機能する際には、わが国に駐留する米海軍、米空軍、米海兵隊などが一体となって十分な機能を発揮するものと考えられる。

なお、日米安保条約は、以上のように第5条で米国の日本防衛義務を規定する一方、第6条でわが国の安全と極東における国際の平和と安全の維持のためにわが国の施設・区域の使用を米国に認めており、総合的に日米双方の義務のバランスを取っている。この点は、締約国による共同防衛についてのみ規定されている北大西洋条約とは異なっている。

図表 Ⅲ-2-1-5 在日米軍の日本における配置図





コラム

VOICE

解説

Q&A

MV-22オスプレイについて

MV-22は、回転翼機の垂直離着陸やホバリングの機能と、固定翼機（きどくよく）の速度および航続距離を持ち合わせた航空機で、CH-46と比較すると、最大速度は約2倍、搭載量は約3倍、行動半径は約4倍である。MV-22は中型航空輸送を任務とする航空機として、05(平成17)年、全ての信頼性および安全性基準を満たすものとして米国政府より量産が決定されており、海兵隊は360機を調達する計画である。12(同24)年7月1日時点で海兵隊は、約150機のMV-22を保有しており、イラクの自由作戦、アフガニスタンにおける不朽の自由作戦およびハイチにおける災害救援活動など様々な任務において世界規模で展開・運用している。



MV-22オスプレイ

米海兵隊においては、老朽化した回転翼機CH-46を、より基本性能の高いMV-22へと更新する計画が進められており、11(同23)年6月、普天間飛行場に配備されているCH-46についても同様に、MV-22へ更新することが米国防省より公表され、12(同24)年6月29日、米国政府から、本年10月初旬に普天間飛行場の1個飛行隊のCH-46を同数のMV-22に更新する旨の接受国通報が行われた。

2 在日米軍施設・区域と地域社会

在日米軍施設・区域がその機能を十分に発揮するためには、これを抱える地元の理解と協力が欠かせない。一方で、在日米軍施設・区域の周辺では、日米安保条約締結以来、過去数十年の間に市街化が進むなど、社会環境は大きく変化している。在日米軍施設・区域が十分に機能を発揮するとともに、真に国民に受け入れられ、支持されるものであるためには、こうした変化を踏まえ、在日米軍施設・区域による影響をできる限り軽減する必要がある。

わが国の国土は狭隘きょうあいでかつ平野部が少なく、在日米軍施設・区域と、都市部や産業地区とが隣接している例も多い。このような地域においては、在日米軍施設・区域の設置や航空機の離発着などにより、住民の生活環境や地域の振興に大きな影響を与えることから、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要である。

3 沖縄の在日米軍

沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比べて東アジアの各地域と近い位置にある。このため、この地域において部隊を緊急に展開する必要がある場合には、沖縄に駐留する米軍は迅速に対応することができる。また、わが国の周辺諸国との間に一定の距離があるという地理上の利点を有している。さらに、南西諸島のほぼ中央にあることや、わが国のシーレーンにも近いなど、安全保障上きわめて重要な位置にある。こうした地理的特徴を有する沖縄に、高い機動力と即応性を有し、様々な緊急事態への対処を担当する米海兵隊をはじめとする米軍が駐留していることは、わが国の安全のみならずアジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与している。

一方、沖縄県内には、飛行場、演習場、後方支援施設など多くの在日米軍施設・区域が所在しており、12(平成24)年1月時点で、わが国における在日米軍施設・区域(専用施設)のうち、面積にして約74%が沖縄に集中している状

況にある。このため、沖縄における負担の軽減については、前述の安全保障上の観点から踏まえつつ、最大限の努力をする必要がある。(図表Ⅲ-2-1-6参照)

図表 Ⅲ-2-1-6 沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割



1. 米海兵隊の沖縄駐留の理由

- 沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比較し、東アジアの各地域に対し距離的に近い。
→ この地域内で緊急な展開を必要とする場合に、沖縄における米軍は、迅速な対応が可能
- 沖縄は、わが国の周辺諸国との間に一定の距離を置いているという地理上の利点を有する。
- 沖縄は、南西諸島のほぼ中央にあることやわが国のシーレーンに近く、ユーラシア大陸と太平洋のアクセス上重要な戦略的位置にある。

2. 在沖米海兵隊の意義・役割

- 在沖米海兵隊は、その高い機動性と即応能力※により、わが国の防衛や東日本大震災への対応をはじめ、06年5月のインドネシアのジャワ島における地震への対応など地域の平和と安全の確保を含めた多様な役割を果たしている。
→ 地理的特徴を有する沖縄に高い機動力と即応性を有し、幅広い任務に対応可能で、さまざまな緊急事態への対応を担当する海兵隊をはじめとする米軍が駐留していることは、わが国の安全およびアジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与

※ 海兵隊は、訓練時や展開時には常に全ての戦闘要素(陸、海、空)を同時に活用しており、各種事態への速やかな対応に適している。

4 在日米軍の駐留に関する枠組

在日米軍の駐留は日米安保体制の中核的な要素であり、わが国とアジア太平洋地域に対し深く関与するという米国の意思表示でもある。在日米軍は、様々な形でわが国とアジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献しており、特に、その存在自体が目に見える形での抑止機能を果たしていると考えられる。わが国としては、在日米軍の駐留を円滑にするため、日米安保体制の信頼性の向上を図っている。

1 日米地位協定に基づくわが国の措置など

在日米軍施設・区域および在日米軍の地位にかかわることは日米地位協定¹(地位協定)により規定されており、この中には、在日米軍の使用に供するための施設・区域(在日米軍施設・区域)の提供に関する事、在日米軍が必要とする労務の需要の充足に関する事などの定めがある。

(1) 在日米軍施設・区域の提供

在日米軍施設・区域について、わが国は、地位協定の定めるところにより、日米合同委員会を通じた日米両国政府間の合意に従い提供している。

わが国は、在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、民有地や公有地については、所有者との合意のもと、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法²に基づき、土地の所有者に対する損失の補償を行った上で、使用権原³を取得することとしている。

(2) 米軍が必要とする労務の需要の充足

在日米軍は、同軍を維持するために労働力(労務)を必要としており、この労務に対する在日米軍の需要は、地位協定により、わが国の援助を得て充足されることになっている。

全国の在日米軍施設・区域においては、平成23年度末現在、約2万6千人の駐留軍等労働者(従業員)が、司令部の事務職、整備・補給施設の技術者、基地警備部隊および消防組織の要員、福利厚生施設の販売員などとして勤務しており、在日米軍の円滑な運用に欠くことのできない存在として、その活動を支えている。

こうした従業員は、地位協定の規定を受けて、わが国が雇用している。防衛省は、その人事管理、給与支払、衛生管理、福利厚生などに関する業務を行うことにより、在日米軍の駐留を支援している。

2 在日米軍駐留経費負担

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上で、在日米軍駐留経費負担は重要な役割を果たしている。

1970年代半ばからのわが国における物価・賃金の高騰や国際経済情勢の変動などにより、在日米軍の駐留に関して米国が負担する経費は相当圧迫を受け、窮屈なものとなった。かかる状況を勘案し、地位協定の枠内でできる限りの努力を行うとの観点から、昭和53年度に福利費(従業員の福利厚生などのための経費)などの労務費の負担を開始した。また、昭和54年度からは、急激な円高ドル安という事情などを踏まえ、提供施設整備費の負担を開始した。

さらに、日米両国を取り巻く経済情勢の変化により、労務費が急激に増加し、従業員の雇用の安定が損なわれ、ひいては在日米軍の活動にも影響を及ぼすおそれが生じた。このため、87(昭和62)年、日米両国政府は、地位協定の経費負担原則の特例的な暫定措置として、地位協定第24条についての特別な措置を定める協定(特別協定)⁴を締結した。これに基づき、わが国は調整手当(現地域手当)など8項目の労務費を負担するようになり、その後の特別協定により、平成3年度からは、基本給などの労務費と光熱水料等を、さらに平成8年度からは、それらに加え訓練移転費を

1 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

3 「権原」とは、ある行為を正当化する法律上の原因をいう。

4 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別な措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

わが国が負担するようになった。

なお、こうした在日米軍駐留経費負担については、わが国の厳しい財政事情にも十分配慮しつつ見直しを行っており、平成11年度予算(歳出ベース)をピークに減少に転じている。

10(同22)年に行った包括的な見直しにおいて日米両政府は、在日米軍駐留経費負担全体の水準について、特別協定の有効期間中(平成23年度～平成27年度の5年間)、平成22年度予算額(1,881億円が目安)の水準を維持することとした。

3 特別協定

11(同23)年4月に発効した特別協定のポイントは、次のとおりである。

(1)対象期間：5年間

(2)経費負担：日本側が労務費、光熱水料等及び訓練移転

費の全部又は一部を負担。なお、訓練移転費につき、国内への移転に伴い追加的に必要となる経費に加え、グアム等米国の施政下の領域への訓練移転に係るものも負担対象に追加

・運用方針(往復書簡)

労務費：日本側が負担する上限労働者数を、協定の期間中に、現在の23,055人から22,625人に段階的に削減⁵

光熱水料等：249億円を各年度の負担の上限としつつ、協定の期間中に、日本側の負担割合を現在の約76%から72%に段階的に削減

(3)節約努力：これらの経費につき、米側による一層の節約努力を明記⁶

(図表Ⅲ-2-1-7参照)

図表 Ⅲ-2-1-7 在日米軍駐留経費負担の概要

区分	概要	根拠
提供施設整備費(注)	昭和54年度から、施設・区域内に隊舎、家族住宅、環境関連施設などを日本側の負担で建設し、米軍に提供	地位協定の範囲内
労務費	昭和53年度から福利費などを、昭和54年度から国家公務員の給与条件に相当する部分を超える給与を日本側が負担(格差給、語学手当および退職手当のうち国家公務員を上回る部分については、激変緩和措置を設け平成20年度に廃止)	地位協定の範囲内
	昭和62年度から調整手当など8手当を日本側が負担	特別協定(昭和62年度)
	平成3年度から、基本給などを日本側が負担(段階的に負担の増大を図り、平成8年度以降は、上限労働者数23,055人の範囲内で全額を負担)	特別協定(平成3年度)
光熱水料等	日本が負担する上限労働者数を特別協定の期間中に23,055人から22,625人に段階的に削減	特別協定(平成23年度)
	平成3年度から電気、ガス、水道、下水道および燃料(暖房、調理、給湯用)を日本側が負担(段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限調達量の範囲内で全額を負担)	特別協定(平成3年度)
	平成13年度から、上限調達量について、特別協定(平成8年度)の上限調達量から施設・区域外の米軍住宅分を差し引いた上で、さらに10%引き下げ	特別協定(平成13年度)
	平成20年度から、金額に相当する燃料などの負担となり、平成20年度については平成19年度予算額と同額の約253億円に相当する燃料などを、平成21、22年度については平成19年度予算額から1.5%減額し、約249億円に相当する燃料などを負担	特別協定(平成20年度)
訓練移転費	日本側は、249億円を上限としつつ、新たに日米間の負担の割合を定め、かつ、特別協定の期間中に、日本の割合を現在の約76%から72%に段階的に削減	特別協定(平成23年度)
訓練移転費	平成8年度から、日本側の要請による訓練移転に伴い追加的に必要となる経費を日本側が負担	特別協定(平成8年度)

(注) 提供施設整備については、案件採択基準を次のとおり策定し、効率的な実施に努めている。①在日米軍の駐留基盤整備に寄与する施設(隊舎、家族住宅など)については、必要性、緊急性などを勘案しつつ着実な整備を図る。②レクリエーション、娯楽施設などの福利厚生施設については、必要性を特に精査し、娯楽性・収益性が高いと認められるもの(ショッピングセンターなど)の新規採択を控える。

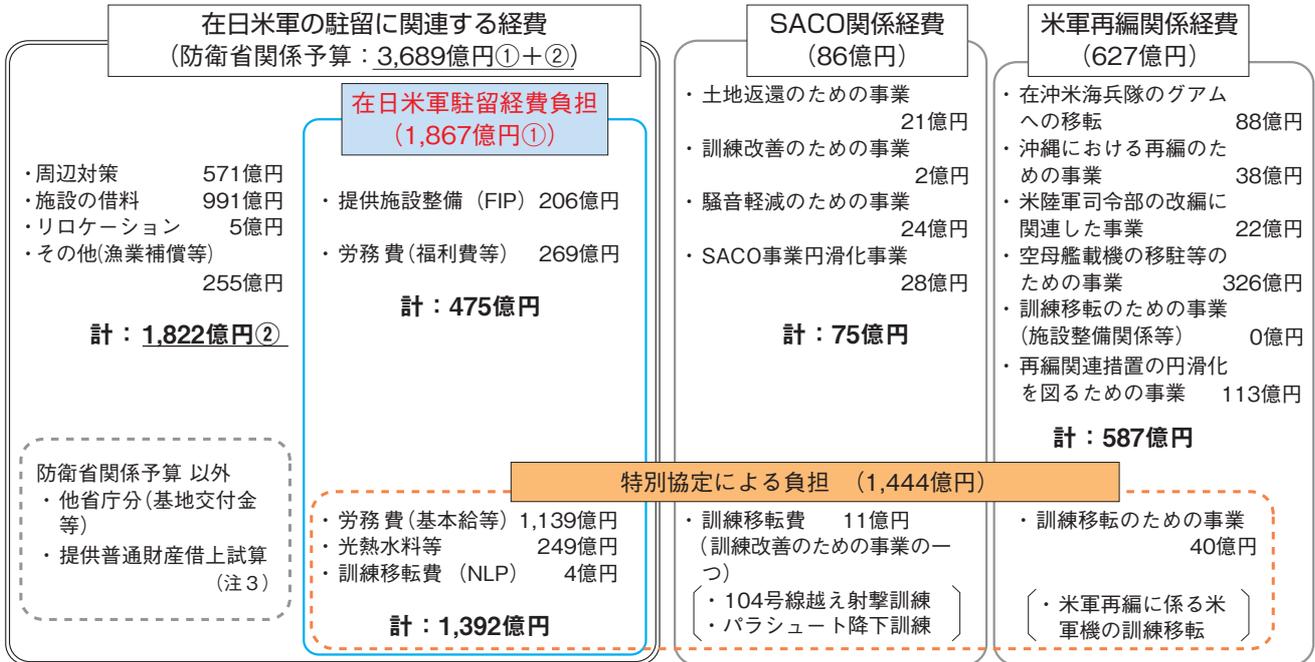
- 5 「2+2」共同発表(11(平成23)年6月21日)「労務費を削減しつつも、駐留軍等労働者の安定的な雇用を維持するために引き続き最大限努力することで一致した。」
- 6 上記の措置により生じる労務費及び光熱水料等の減額分が、提供施設整備費への増額分として充当される。

4 在日米軍関係経費

在日米軍関係経費は、在日米軍駐留経費負担に加え、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告(3節1参

照)の内容を実施するための経費、米軍再編事業のうち地元の負担軽減などに資する措置に係る経費などがある。(図表Ⅲ-2-1-8参照)

図表 Ⅲ-2-1-8 在日米軍関係費(平成24年度予算)



- (注) 1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。
- 2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減等に資する措置に係る経費である。一方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことはきわめて重要との観点からわが国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。
- 3 在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分(基地交付金等)：381億円、平成23年度予算)、提供普通財産借上試算(1,656億円、平成24年度試算)がある。

5 日米共同訓練

自衛隊と米軍との共同訓練は、仮想の状況を設定し、その中で指揮官の判断能力や幕僚の調整能力の向上などを目的とする指揮所演習と、演習場や訓練海空域などで実際に部隊を活動させることにより、日米間の連携要領全般の向上などを目的とする実動訓練に分けられる。これらの共同訓練は、平素から戦術面などの相互理解と意思疎通を深め、相互運用性(インターオペラビリティ)を向上させ、共同対処行動を円滑に行うために欠かせない。また、武力攻撃事態対処法や周辺事態安全確保法などにより自衛隊に与えられた任務を行う上で、日米の連携・調整要領を平素から訓練しておくことは重要であり、日米それぞれの戦術技



津波や船舶の遭難による負傷者を想定した日米共同による救難訓練に臨む空自隊員。昭和54年以降、通算26回目の訓練となった。(沖縄県浮原島 11(平成23)年12月)



コラム

VOICE

解説

Q&A

日米共同訓練について —KOA KAIへの初参加—

第2護衛隊司令 (米国派遣訓練(KOA KAI)派遣部隊指揮官) 1等海佐 まるさわ しんじ 丸澤 伸二

私は、11(平成23)年10月から12月の間、海自としては初めて、ハワイおよび同周辺海域で行われた平成23年度米国派遣訓練(KOA KAI)に派遣部隊指揮官として参加し、護衛艦「くらま」に乗艦、指揮を執りました。

KOA KAIとは、ポリネシア語で、「海の戦士」を意味しており、米海軍における訓練上の位置付けは、第31駆逐隊司令が指揮するハワイに籍水上艦艇に対し、実任務に対応できるレベルにあるかを確認・評価することを目的としたものです。

今回は初参加ということもあり、米海軍の実任務に対応できる戦術を吸収することに焦点を当て、米海軍と同じ土台で訓練を行いました。本訓練を通じて戦術技量の向上が図られ、所期の目的を達成できたものと考えます。同時に、実任務において多くの経験を有する米海軍のための訓練に海自艦艇が参加し、遜色なく訓練を行えたことは、海自と米海軍の高いインターオペラビリティと緊密な連携を証左するものといえ、今後も海自艦艇のKOA KAIへの参加は、海自にとって有益であると考えます。



筆者(左)と第31駆逐艦隊司令(右)

量¹の向上を図る上でも有益である。このような努力は、ひいては日米安保体制の信頼性と抑止効果の維持、向上にもつながる。

このため、自衛隊は、米軍との間で、これまでも各種の共同訓練を行っている。たとえば、昭和60年度に開始した日米共同統合演習は、おおむね毎年交互に指揮所演習または実動演習を行ってきており、12(平成24)年1月の指揮所演習は、19回目であった。その他、日米共同方面隊指揮所演習、対潜特別訓練、日米共同戦闘機戦闘訓練など、陸・海・空自が、国内のみならず、米国に部隊を派遣するなど

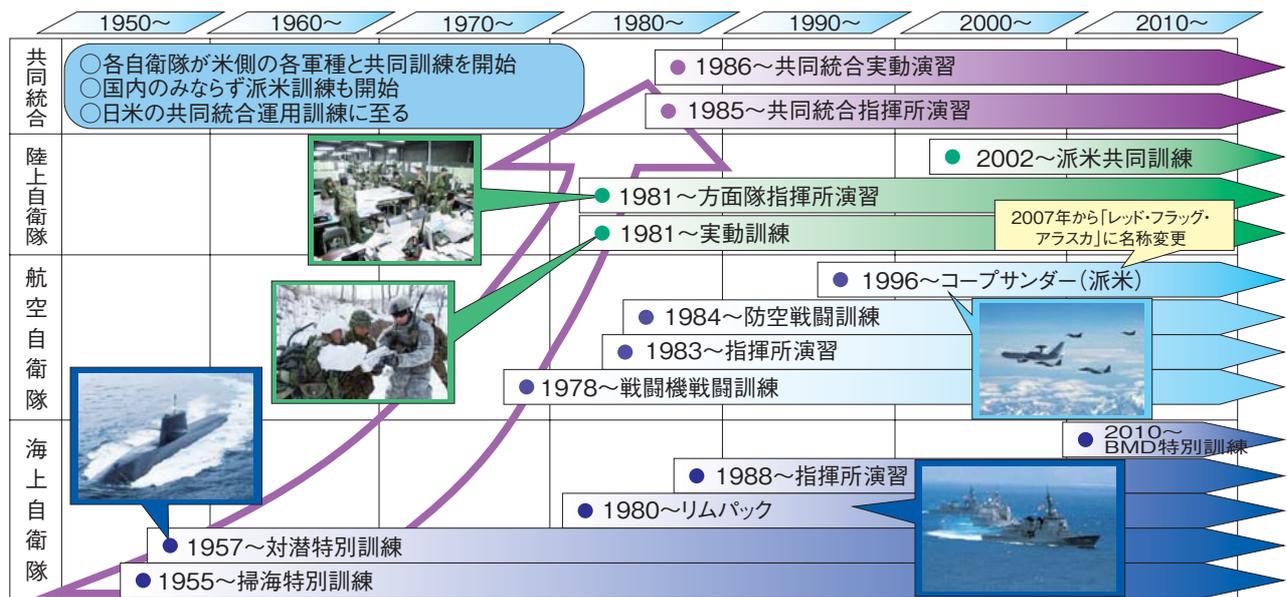
して、共同訓練は拡大してきており、軍種・部隊レベルにおいても相互運用性(インターオペラビリティ)向上の努力を続けている。(図表Ⅲ-2-1-9参照)

これらの日米共同訓練は、共同対処能力の維持・向上に大きく資するものであり、内容の充実に努めているところである。なお、11(同23)年の東日本大震災への対応において、日米で連携して円滑に対応できたのは、これまで日米共同訓練を積み重ねてきた成果でもある。

参照 資料35

1 個々の装備を使いこなすとともに、一定の規模の部隊を動かすための能力など

図表 Ⅲ-2-1-9 日米共同訓練の拡大



(注) 1 本資料では主要な共同訓練を例示
2 数字は実施年度

6 日米物品役務相互提供協定

日米物品役務相互提供協定¹(ACSA)は、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は、提供ができることを基本原則としている²。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とし、平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力活動、周辺事態、武力攻撃事態といった様々な状況における協用に適用される。

(図表Ⅲ-2-1-10参照)



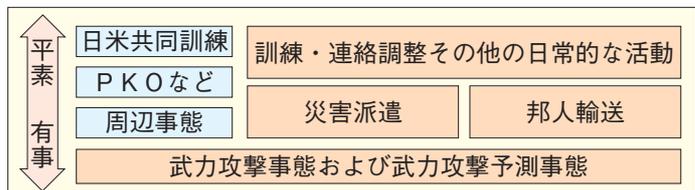
災害派遣でACSAが初適用され、米軍から提供されたシャワーセット。自衛隊の管理のもと、12セットが被災者への入浴支援に活用された。(宮城県石巻市 11(平成23)年4月)

図表 Ⅲ-2-1-10 日米物品役務相互提供協定(ACSA)

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現場において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用範囲



は、04(平成16)年の改正で追加

1 正式名称：日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

2 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成部品、修理・整備および空港・港湾業務ならびに弾薬(武力攻撃事態および武力攻撃予測事態の場合のみ)である。(武器の提供は含まれない。)

7 装備・技術面での交流

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互協力の原則を踏まえ、わが国の技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則等によらず武器技術を供与することとし、83(昭和58)年、「対米武器技術供与取極¹」^{とりきめ}を締結した。また、06(平成18)年6月には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極²」を締結した。

こうした枠組のもと、携帯地对空誘導弾(PSAM)^{Portable Surface to Air Missile}関連技術などをはじめとして、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など19件の武器・武器技術の対米供与を決定している。

また、日米両国は、装備・技術面での意見交換の場である日米装備・技術定期協議(S&TF)などで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについては共同研究開発などを行っている。

92(同4)年以降、共同プロジェクトに関する政府間取極を締結し、これまでに18件の共同研究・開発(うち14件は既に終了)などを行っている。日米間での装備・技術面での協力は、相互運用性(インターオペラビリティ)の向上や、研究開発コストとリスクの低減などの意義があり、両国は今後の協力の拡大についても検討を行っている。また、11(同23)年12月に発出された「防衛装備品等の海外移転に関する基準」に関する内閣官房長官談話も踏まえつつ、米国とのさらなる装備・技術面での協力を進めていくこととなる。

参照 1章2節5、資料36

8 東日本大震災における協力

11(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災における日米間の協力は、これまで培ってきた絆が証明されたといえる。

被災地を中心に大規模な支援を行った米軍の「トモダチ作戦」による自衛隊との共同対処の成功は、長年にわたる日米共同訓練などの成果であり、今後の更なる同盟の深化に繋がるものとなった。

米軍は、東日本大震災を受けた人道支援・災害救援活動を「トモダチ作戦」と命名し、最大時で人員約1万6,000名、艦船約15隻、航空機約140機を投入するなど大規模な兵力で、捜索救助、物資輸送、仙台空港の復旧、新学期を前にした学校の清掃、気仙沼大島における瓦礫除去作業、さらには日米共同での行方不明者の集中捜索など、被災地を中心に大規模な支援活動を行った。(図表Ⅲ-2-1-11参照)



陸自隊員と共同して、新学期を前に学校のヘド口を除去する米軍兵士(宮城県石巻市 11(平成23)年4月)



ハイタッチ。最新の世論調査(12(平成24)年1月)では、79.2%の人が「トモダチ作戦」は、「成果をあげたという印象を持っている。」と回答した。(資料79参照)(宮城県石巻市 11(平成23)年4月)

1 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文
2 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文

米軍の支援活動は、かつてない規模で行われ、これが、わが国の復旧・復興に大きく貢献するとともに、今回の対応をとおして得られた教訓も日米同盟をさらに深化させていく上で大きなものであった。

今回の日米共同対処が成功した大きな要因は、平素からの日米協力、迅速かつ綿密な日米調整の実施、在日米軍の存在などがある。加えて、平素からの政策協議や共同訓練のみならず、米軍が日本に駐留することにより日本の地理や文化などに精通していたからでもある。

一方、これからの課題も明らかとなった。国内災害における日米の役割・任務・能力の明確化、防災訓練への米軍の一層の参加を通じた共同要領の具体化、情報共有と効果的な調整のためのメカニズムのあり方など、更なる日米同盟の深化につなげていくための検討が必要である。

これらを踏まえ、自衛隊と米軍が、将来における多様な事態に対応するため、相互に支援できるよう、より良い備えをしておくことは、重要であり、現在、教訓を踏まえた具体的な検討を進めているところである。



コラム

VOICE

解説

Q&A

トモダチ作戦 –日米をつないだ絆–

第94防空ミサイル防衛コマンド 在日米軍司令部連絡官(当時)(現：退役) スティーブ・A・タウン

私は、東日本大震災における地震発生直後から11(平成23)年7月末までの約4か月半の間、市ヶ谷の統合幕僚監部における連絡将校として、震災対応にあたる自衛隊とそれを支援する米軍との間の連絡調整にあたりました。

未曾有の大災害に対応する自衛隊と連携しつつ日本の皆さんを支援するためには、多岐にわたる調整が必要とされ、この調整を通じて、日本と米国の間には、文化の違いとそれに基づく業務の進め方の違いが存在することをあらためて認識することとなりました。しかしながら、平素の交流や共同訓練を通じて培った相互理解と、一日も早い被災地の復旧のために日米の協力を成功させようというお互いの努力によって、これらを乗り越えることができました。

震災により大きな被害を受けた仙台空港を迅速に復旧するなど、日米の積極的な調整および現場の隊員をはじめとする関係者の尽力により「トモダチ作戦」は成果を収め、日米両国の強い「絆」を示すものとなりました。

